

高鍋町告示第8号

令和8年第1回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年2月26日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 令和8年3月4日(水)

2 場 所 高鍋町役場議場

○開会日に応招した議員

日高 正則君	森崎 英明君
橋 重文君	春成 勇君
兒玉 秀人君	中村 末子君
永友 良和君	森 弘道君
加藤 秀文君	檜原 富子君
松岡 信博君	緒方 直樹君
田中 義基君	古川 誠君

○3月6日に応招した議員

同上

○3月17日に応招した議員

同上

○3月18日に応招した議員

同上

○3月19日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

令和8年3月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
 - (2) 議員派遣の報告
 - (3) 例月現金出納検査結果報告
 - (4) 定期監査結果報告
 - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 町長の施政方針
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号) [令和7年度高鍋町一般会計補正予算(第8号)]
- 日程第6 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号) [令和7年度高鍋町一般会計補正予算(第9号)]
- 日程第7 報告第1号 高鍋町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について
- 日程第8 議案第4号 令和7年度高鍋町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第9 議案第5号 令和7年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第10 議案第6号 令和7年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第7号 令和7年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第8号 令和7年度高鍋町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第9号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第10号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第11号 高鍋町火入れに関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第12号 高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第13号 高鍋町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 令和8年度高鍋町一般会計予算
- 日程第19 議案第15号 令和8年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第20 議案第16号 令和8年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第21 議案第17号 令和8年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
日程第22 議案第18号 令和8年度高鍋町介護保険特別会計予算
日程第23 議案第19号 令和8年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
日程第24 議案第20号 令和8年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
日程第25 議案第21号 令和8年度高鍋町水道事業会計予算
日程第26 議案第22号 令和8年度高鍋町下水道事業会計予算
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸報告
 (1) 議長の会務報告
 (2) 議員派遣の報告
 (3) 例月現金出納検査結果報告
 (4) 定期監査結果報告
 (5) 町長の政務報告
日程第3 町長の施政方針
日程第4 会期の決定
日程第5 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号) [令和7年度高鍋町一般会計補正予算(第8号)]
日程第6 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号) [令和7年度高鍋町一般会計補正予算(第9号)]
日程第7 報告第1号 高鍋町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について
日程第8 議案第4号 令和7年度高鍋町一般会計補正予算(第10号)
日程第9 議案第5号 令和7年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
日程第10 議案第6号 令和7年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)
日程第11 議案第7号 令和7年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第4号)
日程第12 議案第8号 令和7年度高鍋町水道事業会計補正予算(第2号)
日程第13 議案第9号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第14 議案第10号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第15 議案第11号 高鍋町火入れに関する条例の一部改正について
日程第16 議案第12号 高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第17 議案第13号 高鍋町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第18 議案第14号 令和8年度高鍋町一般会計予算

- 日程第19 議案第15号 令和8年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
 日程第20 議案第16号 令和8年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第21 議案第17号 令和8年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
 日程第22 議案第18号 令和8年度高鍋町介護保険特別会計予算
 日程第23 議案第19号 令和8年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
 日程第24 議案第20号 令和8年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
 日程第25 議案第21号 令和8年度高鍋町水道事業会計予算
 日程第26 議案第22号 令和8年度高鍋町下水道事業会計予算

出席議員（14名）

1番 日高 正則君	2番 森崎 英明君
3番 橋 重文君	5番 春成 勇君
6番 兒玉 秀人君	7番 中村 末子君
8番 永友 良和君	10番 森 弘道君
11番 加藤 秀文君	12番 檜原 富子君
13番 松岡 信博君	14番 緒方 直樹君
15番 田中 義基君	16番 古川 誠君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君	事務局長補佐 永友 優一君
議事調査係長 宮本 敦子君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 黒木 敏之君	副町長 …………… 早瀬 哲郎君
教育長 …………… 奥村 昌美君	代表監査委員 …………… 三輪 見敏君
農業委員会会長 …………… 坂本 弘志君	
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ……………	横山 英二君
財政経営課長 …………… 野中 康弘君	建設管理課長 …………… 芥田 賢治君
農業政策課長 …………… 飯干 雄司君	農業委員会事務局長 …… 杉 英樹君
地域政策課長 …………… 山下 美穂君	危機管理課長 …………… 宮越 信義君
会計管理者兼会計課長 ……………	鳥取 和弘君
町民生活課長 …………… 岩佐 康司君	健康保険課長 …………… 井戸川 隆君

福祉課長 …………… 杉田 将也君 税務課長 …………… 濱本 生代君
上下水道課長 …………… 松浦 郁雄君 教育総務課長 …………… 日高 茂利君
社会教育課長 …………… 濱本 明俊君

午前10時00分開会

○議長（古川 誠） おはようございます。只今から令和8年第1回高鍋町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、緒方直樹議員。

○議会運営委員会委員長（緒方 直樹君） 14番。おはようございます。

令和8年第1回高鍋町議会定例会の招集に伴いまして、去る2月27日午前10時より第3会議室におきまして、議会運営委員全員出席、議長が出席、執行部より副町長、総務課長、財政経営課長の3名、議会事務局より日程説明のため、議会事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので、御報告いたします。

今回の定例会に提案されます案件は、議案第2号専決処分の承認を求めることについて、専決第1号外専決処分が1件、報告第1号、高鍋町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について、議案第4号令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）、議案第5号令和7年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）外特別会計が2件、議案第8号令和7年度高鍋町水道事業会計補正予算（第2号）、議案第9号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について外条例の一部改正が3件、議案第13号高鍋町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第14号令和8年度高鍋町一般会計予算、議案第15号令和8年度高鍋町国民健康保険特別会計予算外特別会計予算が5件、議案第21号令和8年度高鍋町水道事業会計予算外事業会計予算が1件の計22件であります。

執行部から説明を受け、質疑を求めたところ、委員より説明資料を早期に求める意見がありました。その後、議会事務局より会期日程についての説明を受け、会期については本日3月4日から19日までの16日間で行うこと、また、令和8年度高鍋町一般会計予算中、建設管理課に関わる一部予算について、連合審査会を行うことで、委員全員の意見の一致を見ましたので、御報告いたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（古川 誠） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番、日高正則議員、2番、森崎英明議員を指名いたします。

日程第2. 諸報告

○議長（古川 誠） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告、議員派遣の報告及び例月現金出納検査結果報告につきましては、報告書がお手元に配付してありますので、これにより報告といたします。

次に、定期監査結果報告を求めます。三輪見敏代表監査委員。

○代表監査委員（三輪 見敏君） 代表監査委員。おはようございます。

地方自治法に基づき、定期監査を実施いたしましたので、監査委員2名を代表しまして報告いたします。

タブレットのほうを御覧ください。

まず、1番の監査の種類ですが、地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査でございます。

監査の対象でございますが、図書館、歴史総合資料館をはじめ、こちらに書いてあります各施設の備品の管理状況について、現地にて確認をいたしました。

3番の監査期間ですが、令和8年2月6日から令和8年2月16日までの実質監査日数5日間ございました。

監査の着眼点及び実施内容ですが、監査に当たっては、備品管理簿が適正に管理されているか、備品の保管方法、保管場所は適切か、備品の実存の確認も含む、不要備品はないか、備品への標識は適切に付されているか等を主眼とし、各課局の関係者の立会いの下、備品管理簿、備品整理表と現物等を照合いたしました。

なお、本監査は高鍋町監査基準に基づき実施をいたしました。

監査の結果でございますが、各施設とも高鍋町財務規則に基づいた分類方法により備品は整理されており、備品の現在高は備品管理簿、備品カードと一致し、適正に管理されていることを認めました。

なお、使用されていない古い備品も見受けられましたので、収納場所を確保するためにも、廃棄処分について、早急かつ適切に実施をお願いしたいと思います。

また、以前より改善はされているものの、備品ラベルがないものや不明瞭なものも見受けられました。不明品となる可能性もあるので、適切な対応をお願いしたいと思います。

今回の定期監査対象となった備品の現在高は、別表のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（古川 誠） 次に、町長の政務報告を行います。

町長の政務報告につきましては、報告書がお手元に配付してありますので、これにより報告といたします。

以上で、日程第2、諸報告を終わります。

日程第3. 町長の施政方針

○議長（古川 誠） 次に、日程第3、町長の施政方針を求めます。

○町長（黒木 敏之君） 町長。おはようございます。

施政方針。

1、変革の時代。

時代はまさに、変革の時代の真っ只中にあります。テクノロジーの進化により、AIやデジタル化が急速に進み、仕事や生活のスタイルが変わり、社会の多様化、グローバル化が進行、異なる文化や価値観が交錯する中で、社会の構造が大きく変化し、環境問題では、気候変動や資源の枯渇が深刻な問題となり、持続可能な社会が求められています。経済では、低成長のまま不確実性が増し、次の時代に向けた新たなビジネスモデルや働き方改革が模索されています。

日本では、円安、物価高騰、消費低迷、人手不足、人口減少、少子高齢化、気候変動、令和の米騒動と称された米不足と価格の高騰、技術革新では、AIの進化と産業への導入が進み始めました。

世界では、ロシアのウクライナ侵攻、中東情勢の混乱、東アジアでの中国と北朝鮮の問題、米国トランプ大統領による米国の利益を最優先する関税政策やドンロー主義、南米アメリカ大陸における米国の絶対的な覇権を回復し、域外勢力を排除する地域覇権と国益最優先の政策、ベネズエラの軍事作戦、中国との対立、グリーンランド問題など、国際秩序が音を立てて崩れる時代とまで表現され、国連やG7の結束は揺るぎ、世界経済は低成長を続け、多くの国でインフレによる生活費の上昇が課題となり、これまで構築されてきた世界のサプライチェーン、原料調達から生産、物流、販売、消費に至る国際的な流れの混乱は、あらゆる産業のコスト高を招き、エネルギー資源の価格を不安定にしています。

日本のGDPは、一昨年ドイツに抜かれ世界4位となり、本年は成長著しいインドに抜かれ、世界5位に後退するのは確実であり、国の豊かさを映す国民1人当たりのGDPは前回の22位から24位に後退し、世界経済の中での日本経済の地盤沈下は著しく、世界競争力ランキングは35位と低迷しています。さらに国民の幸福度の尺度である世界幸福度ランキングは55位と、前回の51位からさらに順位を下げています。日本は多くの国民が豊かさと幸せを感じられないまま、いまだバブル経済崩壊後の失われた30年を抜け出すことができず、日本経済の低迷は衰退の50年とまで評価されています。

2、高市政権の誕生。

昨年、日本初の女性首相による高市政権が誕生しました。日本列島を強く豊かにするという指針の下、大胆な危機管理投資と経済成長投資で、安心・安全の確保と強い経済の実現を提言し、大胆な減税と投資を両立させながら、国家戦略を立てる方針を示しました。その政策の基本は、経済対策・安全保障・国民保護の3つの柱としています。

(1) 経済対策（選択と集中）成長分野への国家主導の投資と物価高への対応。

①戦略分野への集中投資。次世代半導体やAI量子コンピューターなど先端技術分野へ官民連携や税制優遇を活用し、集中的な投資による経済成長を目指す。

②物価高対策。中小企業や農林水産業、病院、介護施設など燃料価格の高騰で経営が悪化している事業者への支援を優先する。

③子育て世代への給付金。物価高へ対応するため、子育て応援手当として現金給付を進める。

(2) 安全保障。外交、日本の防衛力強化と国際社会での連携を強化。

①防衛力強化、防衛費の増額や他国との共同訓練などを通じて、日本の防衛力を抜本的に強化する。

(3) 国民保護とインフラ整備。有事や大規模災害に備え、国民の安全確保と重要インフラの維持に取り組む。

①国民保護。国民の安全確保のための法整備を検討する。

②インフラ防衛。情報通信インフラの保護を強化し、有事や災害時に通信が途絶えないようにする。

(4) その他の具体的な政策。

①責任ある積極財政。経済成長を最優先に危機管理や科学技術の戦略分野へ果敢に投資を行う。短期的なプライマリーバランスの黒字化により、経済成長を優先し、デフレ脱却と設備投資や研究開発などの成長分野への投資を推進する。投資による経済規模の拡大を通じ、財政の維持可能性を目指す。

②食料安全保障の確立。全ての田畑をフル活用できる環境づくりと農林水産業、食品産業の成長産業化を急ぎ、日本企業が世界トップクラスの技術を誇る植物工場や陸上養殖施設の初期投資に対する支援を強化する。

③エネルギー資源・安全保障の強化。特別高圧の電力を安定的に安価に提供できる対策を講じ、日本の産業を守る次世代革新炉と核融合炉の早期実装、冷媒適用技術と光電融合技術など、省エネ技術を支援する。地政学リスクに備え、国産資源開発にも積極的な投資を行う。

④現在と未来の生命を守る令和の国土強靱化対策。防災科学の知見も活用し、気候リスク管理も含めた新たな計画を策定する。社会全体の迅速な復旧方針を立案し、二次災害回避の可能性を高める。

⑤サイバーセキュリティ対策の強化。能動的サイバー防御を可能にする法整備を急ぎ、復旧方針も策定する。高度なサイバー攻撃に対応する技術開発、人材育成を加速し、偽情報から国民を守るための法整備と偽情報を検知、分析、評価する技術開発を促進する。

⑥健康医療安全保障の構築。ワクチンや医療品については、原料、生産ノウハウ、人材を国内で完結できる体制を構築する。再生・細胞医療、遺伝子治療分野、革新的がん医療、認知症治療に関する研究開発を促進する。

国民皆歯科検診の導入。予防医療、未病、リハビリの取り組みを促進する。

⑦成長投資と人材力の強化。日本が国際的に優位性を有する技術を生かしたビジネス展開の促進、人材力や研究開発力の強化、スタートアップ支援など、日本経済のパイを大きくするために力を尽くす。

(5) 地方創生への取り組み。地方創生と経済成長との連携により、強い地方経済を創

り出し、東京一極集中の是正を図る地域未来戦略本部を設置し、産業振興と経済成長に重点を置き、地域未来交付金の新設や産業クラスター形成支援、大胆な投資促進策などを柱に、地場産業の付加価値向上と販路拡大を目指す。

①地域未来戦略本部の設置。高市総理をトップに関係閣僚で構成し、経済政策に重点を置く司令塔として機能させる。

②経済重視への転換。人づくりや移住促進に加え、産業振興、投資促進、インフラ整備を一体で進め、地方発の経済成長を狙う。

③産業クラスター形成の推進。地域ごとに戦略的な産業集積地クラスターを形成し、地方の稼ぐ力を強化する。

④地域未来交付金の新設。地場産業の付加価値向上、販路開拓、産業クラスター形成を支援するための新たな交付金を新設する。

⑤大胆な投資促進策。T S M C（台湾積体回路製造）のような大規模投資を各地に誘致し、インフラ整備と連携する。

⑥強い経済の実現。非東京圏の労働生産性向上などをK P I（重要業績評価指数）に掲げ、地域経済の持続的成長を目指す。人材戦略の重視、外部人材の活用、地域活性化起業人制度、企業派遣などを通して専門性を地方に結びつける。変革の時代の真っ只中において、世界の潮流、国の動き、地方創生の指針に対応しながら、高鍋町は地域の独自性を生かして積極的な地域振興、まちづくりに取り組んでいかねばならないと考えます。

3、10年目への指針。

3期目、9年間のまちづくりを振り返れば、豊かで美しい歴史と文教の城下町の再生をビジョンに掲げ、農畜産業が豊かになってこそ商工業は潤い、町は元気になるという理念の下、「産業振興」、「教育・福祉・子育て・高齢者支援」、「防災・住環境整備」の3つをまちづくりの柱として、多くの施策を推進してきました。

具体的な例を挙げれば、大学跡地の再生、世界企業キャノン誘致、赤字に苦しんでいた第三セクター「めいりんの湯」の再生、道の駅機能を備えた株式会社デイリーマーム「マンマルシェTAKANABE」の誘致、官民連携による高鍋商工会館（教育委員会）の建設、小丸川宮越樋管への大型排水ポンプ設置や、塩田川堤防かさ上げによる水害防止、事故の多発していた危険な通学路を災害避難道とすべく取り組んだ神祭野坂（町道茂広毛平付・高岡線）の再生、柿原政一郎記念高鍋図書館の再生、高鍋神楽の国指定重要無形民俗文化財指定、ミラノデザインコンペティションで金賞を受賞した二ノ丸文教歴史館（高鍋町歴史総合資料館）の再生、民間出資によるまちづくり会社株式会社マチツクルによる官民連携事業、「友愛の杜」まちなか再生事業、株式会社デジタルラボたかなべとの連携と地域活性化起業人制度、地域おこし協力隊制度を活用した高鍋町のデジタル化、しんきん通りの再生、高鍋町の再生と高鍋町観光協会と高鍋高校生、高鍋農業高校生が企画運営する「月市」イベントによる蚊口地区の活性化、蚊口浜オートキャンプ場の開設、高校生までの医療費無償化、中学生の給食費無償化、第2子からの保育料無償化、藩校「明倫

堂」の歴史を生かした教育、協働的な学びの実践教育、中学生海外短期派遣留学事業の実施、高鍋町歴史シンポジウムの開催、石井十次顕彰活動への支援、国スポ開催に向けたMASUDAスタジアム（高鍋町営球場）と井上スポーツセンター（高鍋町スポーツセンター）総合体育館の再生、地域おこし協力隊制度による移住定住の促進、スマートウェルネスシティ事業の推進、子どもたちにスポーツの大切さを教える「キッズ健幸アンバサダー事業」の推進、「餃子のまち高鍋」事業の推進、県内外、海外からの参加者もある九州オルレフェア「宮崎・小丸川コース」の実施、モーリスギターと連携した、モーリス・フォークビレッジ弾き語りコンテストの開催、まちなかコラボによる不登校児童・生徒への対応、こども（地域）食堂による子育て支援や高齢者支援、地域コミュニティ活性化支援事業、木城町と連携した有機農業の推進、地域商社「株式会社マチユメミライ」の設立、農商工業支援、産業振興、企業誘致、雇用の場の創出、町道整備など、住環境整備への対応などなど、急激な人口減少、少子高齢化が進む中、多くの積極的な取り組みを実施することができ、また、市町村GDP（市町村内総生産）と新築住宅数も堅調に推移しています。

特に、昨年は、高鍋町は全国215の都市の一つとして、SDGs未来都市に選定され、持続可能なまちづくりモデルとして、国の支援を受けることができました。また、昨年登録された全国17の計画の一つとして、小丸川下流域地域まちづくり計画が国土交通省のかわまちづくりに登録され、今後、3年から5年の間に、国の事業として小丸川のしゅんせつや河川整備が行われ、高鍋高校のボート部が練習ができる川となり、また、自然公園やにぎわい広場など、小丸川はまちづくりの資源として積極的に活用されることになりました。

4、新たな決意。

本年は、「産業振興」、「教育・福祉・子育て・高齢者支援」、「防災・住環境整備」をまちづくりの基本に、SDGs未来都市かわまちづくり事業を進めながら、主な事業として、地域商社「株式会社マチユメミライ」により、まちづくりとふるさと納税の推進、株式会社マチツクルとの連携によるまちなか再生、地域活性化起業人制度、地域おこし協力隊制度を活用した株式会社デジタルラボたかなべとの連携による高鍋町のデジタル化、高鍋・木城有機農業推進協議会による独自認証制度、オーガニックスクールの設置、保育料無償化の推進、シルバー人材センターの改革支援、九州オルレフェア「宮崎・小丸川コース」及びオルレナイト、蚊口海浜公園及び蚊口浜周辺の改革事業等を推進します。

教育関係では、高鍋町の学校教育に係る懇話会、高鍋町社会教育に係る懇話会の提言に基づく教育整備計画及び歴史・文化ゾーンのグランドデザインの策定に従い、小中一貫教育計画の策定、先人の生き方に学ぶ人づくり教育、協働的な学びの実践教育の実施、小学校の給食無償化、中学生海外短期留学派遣事業、旧鈴木馬左也別邸の再生計画、高鍋町歴史・文化振興ビジョンの策定、美術館運営の改革、二ノ丸文教歴史館及び周辺整備、高鍋町歴史シンポジウムの開催、地域おこし協力隊制度を活用した芸術文化活動の推進等を

計画しています。

また、3年間の準備期間を設けて進めてきました、竹鳩橋架け替え事業が本年より動き始めることとなります。建設以来66年、竹鳩橋建設期成同盟会が設立されて約30年、多くの方が落下事故を経験し、2名の方が犠牲となった、高鍋町民の悲願、次世代へつなぐ未来への架け橋、命の橋、竹鳩橋の架け替え事業が、防衛省レスキュー道路事業、防衛省補助70%、特別交付税15%、実質85%の補助を活用し、総工費49億円、うち、町費約8億円、建設期間13年間、1年当たりの平均町費約6,000万円という、全国でも例を見ない、町の財政負担が大きく軽減され、将来にわたる住民サービスや喫緊の課題解決に支障を来すことのない補助事業が始まります。

事業の効果、費用便益比が2.78、救急救命率向上効果は約37億円という、極めて費用対効果の高い事業です。完成すれば、南海トラフ地震による津波や災害対策はもちろんのこと、交流人口の増加、人命救助、経済効果、地域活性化に大きな効果をもたらすこととなります。

本年も、農畜産業が豊かになってこそ商工業は潤い、町は元気になるという、まちづくりの基本理念の下、豊かで美しい歴史と文教の城下町の再生という揺るぎないビジョンの達成に向けて、「産業振興」、「教育・福祉・子育て・高齢者支援」、「防災・住環境整備」の3つのまちづくりを柱として、10項目の達成すべき項目を掲げて、高鍋町の活性化に取り組んでまいります。

10項目の達成すべき目標1、農畜産業支援。

(1) 農畜産品の高付加価値化。

農畜産品のブランド化、農畜産品の6次産業化、農畜産品の販売促進、地元農産品の飲食店との連携。

(2) 積極的な補助・支援。

農業者への積極的支援、農業用ハウス補強支援、農業機械導入支援、災害時の支援、災害に備えた収入保険への加入促進、老瀬地区圃場整備事業の推進、国営かんがい排水事業一ツ瀬川地区更新事業の推進、家畜伝染病の防疫。

(3) 農業活性化支援。

農泊事業の推進、有機農業の推進（高鍋・木城有機農業推進協議会の活動促進、高鍋・木城町による有機JAS認証機関の活用）、独自認証制度の構築、オーガニックスクールの開設、みどりの食料システム戦略、有機の里づくりの推進、スマート農業の推進（スマート農業への取り組み支援）、高鍋農業高校、県立農業大学校との連携、農業後継者・新規就農者への育成支援、地域おこし協力隊制度の積極的な活用、JAみやざき児湯地区本部との連携推進。

2、商工業支援。

(1) 商工業・地場産業支援。

中小零細商工業・商店街の支援、地場産業の支援、地場産品開発・販売促進支援、ふる

さと納税制度の促進（地域商社による返礼品開発等の積極的な取り組み）。

（２）商店街・まちなかの活性化。

まちづくり会社株式会社マチツクルとの連携強化、空き店舗対策の推進、町屋・古民家再生の支援（官民連携事業の推進）、高鍋駅交流拠点施設でのかぐちの月市イベントの支援。

（３）商工業の活性化。

スマート商工業推進（株式会社デジタルラボたかなべによるデジタル化の推進）、コワーキングスペース事業の支援及び推進、餃子フェスなど商工業イベント開催の支援、後継者の育成、地域おこし協力隊・地域活性化起業者制度の積極的な活用、高鍋商工会議所との連携。

３、企業誘致・雇用促進。

（１）起業家養成・新産業創生。

積極的な企業誘致活動の推進、誘致企業との意見交換、企業の求める人材の育成（職能教育）、起業家の養成支援。

４、観光促進。

（１）観光資源を生かした観光推進、SNSを利用した観光情報発信（ホームページ、ユーチューブ、フェイスブック、インスタグラム、LINEを利用した情報発信の充実）、飲食業の振興支援、九州オルレ「宮崎・小丸川コース」の整備及び広報支援、高鍋駅交流拠点施設機能の充実（高鍋駅交流拠点施設、駅前ロータリーの活用）、高鍋駅交流拠点施設での「かぐちの月市」イベント開催など賑わい創出、歴史を生かした景観づくり（高鍋城址、舞鶴公園、城堀、秋月墓地、持田古墳群など）、町屋・古民家再生による街並み再生の推進（石井記念友愛社、株式会社マチツクル、高鍋町、官民連携による街並み再生）、認定NPO法人高鍋町観光協会との連携、高鍋城灯籠まつりの支援、農泊事業の推進。

（２）観光資源開発。

上杉鷹山公NHK大河ドラマ化推進協議会によるNHKへの要望活動の推進（米沢市、朝倉市、串間市との連携）、高鍋大師花守山の整備推進、観光イベントの支援、観光ボランティアガイドの養成支援、蚊口海浜公園の整備推進（海浜公園キャンプ場、民間遊休施設の活用）。

５、高齢者、子育て、福祉の充実。

（１）高鍋町社会福祉協議会との連携。

総合相談支援センター「架け橋」の充実支援、こゆ成年後見支援センターの支援充実、まちなかコラボ、子どもや高齢者の居場所づくりの推進、こども（地域）食堂の支援、高鍋町移住支援協議会による住宅確保要配慮者の居住支援の推進。

（２）福祉・医療の充実支援。

スマートウエルネスシティ（健幸都市）づくり推進、高校生までのインフルエンザ予防接種無償化の推進、65歳以上のインフルエンザ予防接種無償化の推進、福祉ボランティア

ア活動の推進。

(3) 子育て支援。

教育・保育施設の環境整備の推進、安心して子育てできる切れ目のない支援体制の充実、放課後児童クラブの支援、こどもの貧困対策の推進、保育料無償化の推進。

(4) 高齢者支援。

高齢者の生きがいづくりの推進（生き生きとした暮らしの支援）、高齢者クラブの支援、シルバー人材センターの改革支援、高齢者の居場所づくりの確保。

(5) 障害者支援。

たか鍋まごころサポーターの養成推進、障害者支援サークルの支援、障害者が生き生きと暮らせるための支援。

6、教育支援・文教の城下町の再生。

(1) 教育の充実支援。

グローバル化に対応した教育の推進（中学生海外短期留学派遣事業等の実施）、教育の情報化の推進（A I型教材、授業支援ソフトの活用）、特別支援教育の推進、不登校児童生徒の支援の充実、教育環境の整備・充実に向けた教育整備計画の実施、小学生の学校給食無償化の推進。

(2) 文教の城下町再生支援。

先人の生き方に学ぶ人づくり・まちづくり推進事業の実施、キャリア教育・ふるさと教育の推進、児湯学友団コンソーシアム協議会への支援、町内県立高校への支援。

(3) 小中一貫教育計画の策定、高鍋町教育整備計画の策定、新たな小中学校建設計画の策定推進。

7、社会教育の推進。

(1) 社会教育施設の整備充実。

柿原政一郎記念高鍋図書館の充実、スポーツ施設の整備・改修、指定管理者制度の導入、施設のネーミングライツの奨励、二ノ丸歴史資料館のさらなる改革、たかしんホール再生計画の策定。

(2) 地域、スポーツ、文化活動支援。

公民館活動の支援、スポーツ・文化活動の支援、令和9年「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」の開催推進、高鍋町美術館の改革、地域おこし協力制度による「アーティスト・イン・レジデンス」の推進。

(3) 歴史を生かしたまちづくりの推進。

高鍋町歴史文化振興ビジョンの策定、高鍋町歴史シンポジウムの開催、秋月三名君フォーラムへの参加、高鍋神楽、鳴野棒踊りなど、芸術伝統の保存継承活動の支援、旧鈴木馬左也邸の再生（民間企業との連携を検討）、黒水家住宅（高鍋藩家老屋敷）の再生（施設の有効活用を検討）、石井十次顕彰会の活動支援、古墳を守る会の活動支援、歩いて回れる歴史・文化ゾーンの構築。

8、防災・環境整備・美しい高鍋づくり。

(1) 防災対策の推進。

防災対策の推進、宮越排水機場周辺土地の内水対策の実施、町内の河川水路のしゅんせつ推進、防災訓練の実施、消防団活動の支援。

(2) 住環境整備の推進。

竹鳩橋架け替え事業の推進（防衛施設周辺整備事業（レスキュー道路補助）の活用）、ゼロカーボンシティの推進、SDGs 未来都市の推進、小丸川下流地区かわまちづくり計画の推進、デジタル化・スマートシティの推進（株式会社デジタルラボたかなべによるデジタルトランスフォーメーションの推進）、道路等未整備インフラの整備、空き家・空き地対策の推進、持続可能な公共交通体系の再構築。

(3) 美しい高鍋の景観づくりの推進。

景観条例等の充実及び施策の展開、街路樹・美しい街並み・景観美化の推進、公園の美化整備、コンパクトで美しく機能性に優れたまちづくりの推進、町木「タカナベカイドウ」の植樹育成支援。

9、人口増加・移住定住支援。

(1) 移住・定住の推進。

「定住のススメ」の充実、高鍋町の魅力情報発信の推進、空き家バンクの利活用推進、地域おこし協力隊・地域活性化起業者制度の活用と人材確保推進、移住定住支援策の拡充。

10、役場の活性化の推進。

(1) 町民の声を町政に活かすための取り組み。

ホームページ・広報たかなべ等、情報発信の充実、デジタル技術を活用した町民の意見を聴く機会の充実（デジタル技術を活用し、より多くの町民の意見を聴く機会を充実）。

(2) 職員教育の推進。

綱紀粛正の徹底、人材育成・職員研修の推進、年度方針・各課の年度目標の設定と共有化の推進、プロジェクトチーム（職員自主研究グループ）活動の推進（課を超えた連携チームで自ら立案したテーマに取り組む）、笑顔、挨拶、掃除で職場文化づくりの推進、町長表彰制度の実施。

(3) デジタル化の推進。

行政デジタル化（スマート行政）の推進（町民の利便性を高めつつ業務効率化を推進）。

以上、短期、中期、長期での達成すべき目標を明確にし、SDGs 未来都市、小丸川下流地区かわまちづくり計画、竹鳩橋架け替え事業、地域商社「株式会社マチュメミライ」、シルバー人材センターの改革支援、小中一貫教育の策定、美術館運営の改革の推進等、新たな取り組みを確実に達成し、やるべきことを迅速・的確・確実に推し進めます。

「兵は神速を貴ぶ、兵は拙速なるを聞くも、未だ巧久なるを睹ざるなり」、孫子の兵法に習い、機を逃さず素早く行動すること。チャンスが来たら、これを逃さず迅速果敢に行動して勝利につなげることが大事である。この教えを認識し、時代の変化に的確に対応し

ながら、町民の皆様の御意見をお聞きし、やるべきことを確実に実行し、積年の大事を成し遂げ、「豊かで美しい歴史と文教の城下町の再生」に取り組んでまいります。

本年もなお一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げ、私の施政方針いたします。

日程第4. 会期の決定

○議長（古川 誠） 次に、日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり、本日から3月19日までの16日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月19日までの16日間に決定いたしました。

日程第5. 議案第2号

○議長（古川 誠） 日程第5、議案第2号専決処分の承認を求めることについて（専決第1号令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第2号専決処分の承認を求めることについて（専決第1号令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第8号））について、提案理由を申し上げます。

今回の専決処分は、衆議院の解散に伴い、本年2月8日に執行されました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行経費について、当該執行に要する予算を確保するための補正予算を調製することについて、地方自治法第179条の第1項の規定により、同年1月19日付で、やむを得ず専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるとでございます。

専決処分の内容といたしましては、令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）であり、今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,991万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ134億9,067万9,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出は選挙の執行に要する諸経費で、財源といたしましては、県支出金でございます。

以上、本案につきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川 誠） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（横山 英二君） それでは、詳細説明を申し上げます。

補正予算書の8ページ、9ページを御覧ください。

まず、歳出ですが、報酬は、選挙管理委員会委員4人、投開票管理者7人、投開票立会人34人及び会計年度任用職員の報酬、職員手当等は、事務局職員及び期日前投票事務に従事する職員の時間外勤務手当、報償費は、投開票事務従事や啓発事業の実施等に対する

謝礼、旅費は、選挙管理委員会委員の委員会出席に対する費用弁償及び会計年度任用職員の通勤手当、需用費は、選挙事務に要する消耗品費、投票所入場券の印刷費等、役務費は、投票所入場券の郵送料等でございます。

10ページ、11ページを御覧ください。

委託料は、町内75か所に設置したポスター掲示場の作成・設置・管理及び撤去委託料、使用料及び賃借料は、投票所や個人演説会会場等の借り上げ料等でございます。

次に、歳入ですが、6ページ、7ページを御覧ください。

歳入は、全額県支出金、衆議院議員選挙委託金を計上しています。

なお、今回の選挙の投票率を参考までに申し上げますと、衆議院小選挙区選出議員選挙における本町の投票率は57.43%であり、全国の投票率56.26%、本県の投票率53.37%のいずれも上回ったところでございます。

詳細説明は以上でございます。

○議長（古川 誠） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号を起立によって採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第2号専決処分の承認を求めることについて（専決第1号令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第8号））は、原案のとおり承認されました。

日程第6. 議案第3号

○議長（古川 誠） 日程第6、議案第3号専決処分の承認を求めることについて（専決第2号令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第3号専決処分の承認を求めることについて（専決第2号令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第9号））について提案理由を申し上げます。

今回の専決処分は、本年1月15日に町長を被告として損害賠償を求める旨の訴状の送

達が宮崎簡易裁判所からあったことを受け、本訴訟の行為を弁護士に委任するための予算を調製するものであり、裁判所への答弁書の提出期限が同年2月3日と短期間での対応が求められていたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、同年1月22日付で、やむを得ず専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の内容といたしましては、令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）であり、今回の補正は、歳入歳出それぞれ113万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ134億9,180万9,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出は弁護委託料及び弁護事務手数料で、財源といたしましては繰越金でございます。併せまして、本年度内に判決の言い渡しが行なされないことも見込まれることから、繰越明許費を計上するものでございます。

以上、本案につきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川 誠） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（横山 英二君） 総務課長。それでは、詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、提案説明でも申し上げましたとおり、本年1月15日に訴状の送達を受けた町長を被告とする訴訟に対応するための予算を専決処分したものであり、訴訟の概要につきましては、1月21日に議員の皆様にお伝えしたとおりでございます。

それでは、補正予算書の10ページ、11ページを御覧ください。

まず、歳出ですが、役務費は、書類の郵送料等弁護事務において発生する実費を支払うための弁護事務手数料、委託料は弁護委託料でございます。

8ページ、9ページを御覧ください。

次に、歳入ですが、全額繰越金を計上しております。

最後に、4ページを御覧ください。

今回の裁判は、年度内に判決の言い渡しが行なされないことも見込まれたことから、歳出予算のうち、弁護委託料の着手金を除いた58万円を繰り越すことができるよう、繰越明許費を補正したところでございます。

なお、予算調製時は見込みであったんですけども、現時点では繰り越すことが確定しております。

詳細説明は以上でございます。

○議長（古川 誠） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。ただいまの説明では、ただ予算書をなぞっただけだったと思うんですね。私たちは深く聞くつもりはないけど、深く聞いておかないといけない立場ですので、何らかのトラブルが発生していたんだなということは分かるんですけども、裁判にまで発展した具体的な理由は述べられないにしても、簡潔に、ちょっと理由を述べていただきたいなと思います。そうでないと、町長がやっぱり訴えられたという事案につ

いては、私たちはどんな事案で訴えられるのかなというのが、非常に、私たち興味本位ではなくて、しっかり知る必要があると思うんですよね。そうしていかないと、いかなる場合にでも、やはり冷静沈着に住民との対話を進めていく立場にいる私どもにとっては、今、その内容をしっかりと聞いておくことが大切じゃないかなと思いましたので、質疑を行いました。

○議長（古川 誠） 総務課長。

○総務課長（横山 英二君） 総務課長。今回の裁判の内容につきましては、1月21日に議員の皆様にもメールで提供させていただいたとおりでありますけれども、再度、請求の原因となりました概要について説明させていただきます。

本町町立学校に在籍する子の父親、原告が学校行事に参加しようとしたところ、複数の教諭から参加を制止された。制止の際、集団で馬乗りになり、地面に押さえつけ、腕をつかんでねじ上げるなどの暴行を加えられた。この行為は教育上の指導を逸脱した不法な暴行であり、国家賠償法に基づき、町は原告が被った損害（病院の治療費、精神的苦痛などによる慰謝料など）を賠償する義務があるというものでございます。詳しい現在の内容は、係争中でありますので、お答えしかねます。

以上でございます。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 大体メールであった内容そのものだったと思うんですが、私が気になるのは、やはり馬乗りになってっていうのは、やっぱりどうかと、私自身も思うんですよね。この方にお金を払ってくださいというわけではないんですよ。しかし、例えば、接見禁止の命令が出ていたとか、そういうこともある程度、私たちは熟知しておかないと、学校の教師の方々が、なぜそのような行為に及んでしまったのかということについては、私はやはり短絡的な行為ではなかったんじゃないかなというふうに、教師をかばうわけはありませんけど、やっぱり短絡的な行為ではなかったのかと思いたいんですが、でも、やっぱり馬乗りになって排除するということについては、やはり非常に行き過ぎた行為と言わざるを得ないという、私はそういうふうに思いますが、それはどういうふうに判断をしていच्छゃいますか。

なぜ聞くのかという一番大きな理由というのは、提訴中でありますので、なかなか内容については、しゃべることができないということでもありますけれども、そこはしっかりと聞いて、私たちもとどめておかなければ、これからの裁判、どうやって見守っていくのかということについては、非常に、興味本位ではなく、しっかりと聞いておく必要があると判断しましたので、お聞きします。

○議長（古川 誠） 総務課長。

○総務課長（横山 英二君） 総務課長。現在、弁護士を通して関係職員の聞き取り等による詳細な事実確認を進めているところでございます。

原告の主張するような過度な暴力ではなく、児童の生徒の安全確保や行事の円滑な進行

を妨げないための、必要最小限の制止であったというふうに認識しておりますけども、具材的な対応については、裁判の中で明らかにしていくこととしております。

以上です。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。議案第3号専決処分の承認を求めることについて（専決第2号令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第9号））について、賛成の立場で討論を行います。

これは教育現場で起きた、非常に、もう私は何とも言えない状況の問題ではありますけれども、そういう状況がなかったということ、総務課長のお話を聞いて納得をした次第でございます。

子どもを守る、その体制で教育現場には従事していらっしゃると思います。対応された校長先生をはじめ、職員の先生の皆さん方、本当にこのことによって心に深く傷を刻まれたんじゃないかなというふうに思っております。

裁判の成り行きをしっかりと見守っていきたいと思うと同時に、いろんな場面でやはりそういったこと、間違いが起きないようにしっかりと、町長は職員の教育をよろしく願いをいたしまして、賛成の討論といたします。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで討論を終わります。

これから議案第3号を起立によって採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第3号専決処分の承認を求めることについて（専決第2号令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第9号））は、原案のとおり承認されました。

ここでしばらく休憩いたします。11時10分より再開いたします。

午前10時59分休憩

.....
午前11時10分再開

○議長（古川 誠） 開会いたします。

日程第7. 報告第1号

○議長（古川 誠） 日程第7、報告第1号高鍋町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定についてを議題といたします。

町長の報告を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。報告第1号高鍋町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定についてでございますが、このたびの新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、政府の行動計画が抜本的に改定され、併せて、県の行動計画も改定されたことから、本町の行動計画につきましても、整合性を確保するため改定いたしましたので、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第6項の規定により、御報告を申し上げます。

日程第8. 議案第4号

日程第9. 議案第5号

日程第10. 議案第6号

日程第11. 議案第7号

日程第12. 議案第8号

○議長（古川 誠） 日程第8、議案第4号令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）から、日程第12、議案第8号令和7年度高鍋町水道事業会計補正予算（第2号）まで、以上5件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第4号令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）から議案第8号令和7年度高鍋町水道事業会計補正予算（第2号）までを、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第4号令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ5億2,097万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ129億7,083万8,000円とするものでございます。

補正の主な内容といたしましては、県の事業である子ども1人当たり一律1万5,000円を支給する物価高対応子育て応援手当支給事業に要する予算や国の補正予算に伴う農業の担い手確保・経営強化支援事業補助金及び指定避難所の生活環境改善を目的とした自動ラップ式の簡易トイレの整備に要する予算を計上するほか、令和7年度の事業費確定等に伴い予算の調製等を行うものでございます。

併せまして、旧氏記載に係る戸籍附票システム改修事業ほか6件の繰越明許費の追加、東小学校出入口玄関屋根の改修事業ほか1件の繰越明許費の変更、源泉施設機器保守点検委託ほか1件の債務負担行為の追加、排水路整備事業の地方債の追加、県営農地整備事業ほか14件の地方債の変更及び小学校防音機能復旧事業の地方債を廃止するものでございます。

次に、議案第5号令和7年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,109万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億8,025万6,000円とするものでございます。

補正の主なものといたしましては、歳出では実績見込みに伴う保険事業費の減額及び基金積立金の増額、歳入では繰入金の減額及び県支出金繰越金の増額でございます。

次に、議案第6号令和7年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ575万1,000円と減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億3,987万円とするものでございます。

補正の主なものといたしましては、歳出では本年度負担金額確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の減額及び諸支出金の増額、歳入では繰入金の減額及び諸収入の増額でございます。

次に、議案第7号令和7年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ21万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億8,127万4,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出では保険給付費の予算調製及び基金積立金の増額、歳入では財産収入の増額でございます。

次に、議案第8号令和7年度高鍋町水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、基本的収入を600万9,000円減額し、資本的収入総額を1億8,162万3,000円とし、資本的支出を600万円減額し、資本的支出総額を3億9,838万8,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、第4次拡張事業に伴う実施設計業務において委託料が減額となったことから、国庫補助金及び委託料を減額するものでございます。

以上、5件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川 誠） 暫時休憩いたします。

午前11時20分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（古川 誠） 再開いたします。

○議長（古川 誠） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（野中 康弘君） 財政経営課長。議案第4号令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）につきまして、詳細説明を申し上げます。

先ほど提案理由で申し上げました、県物価高対応子育て応援手当支給事業、国の補正予算に伴う農業の担い手確保・経営強化支援事業補助金及び指定避難所の生活環境改善を目的とした備品の整備予算につきましては、タブレットのほうに資料を添付しておりますので、併せて御覧ください。

それでは、補正の主な内容について、歳出補正予算から御説明を申し上げます。

予算書の31ページを御覧ください。

これから説明をする予算につきましては、タブレットの予算書のほう、黄色で着色をしておりますので、そちらのほうを御覧いただければと思います。

それでは、総務費、総務管理費、財産管理費、減債基金積立金1,673万3,000円でございますが、国の補正予算に関わる財政措置としまして、臨時財政対策債の元利償還金の一部を償還する基金積立ての財源として、普通交付税が増額交付されましたので、この措置に対応し、利子と合わせ、積み立てるものでございます。

次に、ふるさとづくり基金〔地域づくり〕積立金330万円でございますが、有限会社大塚園様及び個人から教育振興や観光振興に役立ててほしいと御寄附を頂いております。現時点で、その使途、使い道が定まっておられませんので、一旦基金に積み立てるものでございます。ほかの基金積立金につきましては、利子分を積み立てるものでございます。

予算書の33ページを御覧ください。

次に、企画費、移住支援補助金730万円の減でございますが、前年度実績や移住相談状況を基に予算を計上しておりましたが、年度内の移住につながらなかったことなどから、実績に基づき、減額するものでございます。

次に、デジタル推進費、地域DX推進事業等業務委託549万9,000円の減でございますが、委託先において、地域おこし協力隊員を4月から2名新規雇用する予定でありましたが、9月末の時点で2名とも雇用できていなかったため、変更契約に基づき、減額をしたものでございます。

次に、電算管理費、通信費1,660万円の減でございますが、当初の想定よりもガバメントクラウドの利用期間が短く、利用料も少なかったことから減額するものでございます。

予算書の35ページを御覧ください。35ページの一番上になります。

次に、戸籍住民基本台帳費、システム改修委託349万6,000円でございますが、旧氏記載に関わる戸籍附票システム等の改修に関わる補助金が国の補正予算で措置されることとなり、補助対象となる事業の7年度の予算化が必要になったため、計上するものでございます。

37ページを御覧ください。

次に、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、定額減税補足給付金〔不足額給付〕1,130万円の減でございますが、給付期間が終了し、支給対象者数が確定したことにより、不用額を減額するものでございます。

41ページを御覧ください。

次に、児童福祉費、児童措置費、幼稚園・認定こども園給付費3,887万9,000円でございますが、子ども1人当たりの教育、保育に通常必要な費用として、国が定めた基準額であります公定価格が増額となったことなどにより、増額をするものでございます。

次に、地域型保育事業給付費722万9,000円の減でございますが、昨年度末をも

ちまして、給付対象の保育園が休園したことにより、不用額を減額するものでございます。

次に、県物価高対応子育て応援手当支給事業費4,802万4,000円についてでございますが、先ほど提案理由でも御説明をいたしました、子ども1人当たり一律1万5,000円を支給する県の事業に要する予算で、支給対象者数を3,000人と見込み計上いたしました。

なお、その全額が補助対象となっております。

予算書の43ページを御覧ください。

衛生費、保健衛生費、予防費、各種予防接種委託700万円の減でございますが、各種予防接種のうち、HPV（ヒトパピローマウイルス）予防接種については、300回分の予算に対し、150回程度の実績となり、約350万円の不用額が生じること、また、子どもの各種予防接種は、出生者数を120人と見込み、予算を計上しておりましたが、100人程度と接種対象者数が減少したことなどにより、不用額が生じるため、減額をするものでございます。

次に、高齢者予防接種委託675万円の減でございますが、高齢者予防接種のうち、带状疱疹につきましては、当初任意接種として予算を計上しておりましたが、定期接種となり、約1,025万円の予算不足が生じる見込みとなった一方で、新型コロナにつきましては、対象者約6,500人の約20%であります1,360人を想定し、予算を計上しておりましたが、185人程度、接種率にしまして2.8%の実績等となり、約1,500万円の不用額が生じる見込みとなったことなどから減額をするものでございます。

予算書の45ページを御覧ください。

次に、清掃費、塵芥処理費、西都児湯環境整備事務組合負担金497万円の減でございますが、負担金のうち、エコクリーンプラザみやぎの負担金について、令和6年度決算認定に伴い、当該施設運営に関わる構成市町村負担分が減額となりましたことから、予算を減額するものでございます。

予算書の47ページを御覧ください。

次に、農林水産業費、農業費、農業振興費、園芸ハウス暑熱対策資材導入支援事業補助金310万円の減でございますが、施設園芸農家数の3分の1であります、21経営体からの申請を見込み、予算を計上しておりましたが、7経営体の申請にとどまったため、減額するものでございます。

次に、農地費、県営事業負担金3,545万7,000円の減でございますが、県営老瀬地区土地改良事業負担金について、関係団体であります木城町及び土地改良区の負担金を一旦本町が受け入れ、本町の負担金と併せて県に納付することとしておりましたが、県のシステム改修により、関係団体の負担金は、県から関係団体に直接請求することとなったことから、関係団体負担金相当額を減額するものでございます。

次に、農政企画費、担い手確保経営強化支援事業補助金1,424万7,000円でございますが、国内外の様々な経営環境の変化に対応し得る農業経営の転換を図ろうとする地

域の中核となる担い手に対しまして、必要な農業用機械の導入を支援するもの、49ページを御覧ください。地域農業構造転換支援事業補助金480万7,000円につきましては、地域の中核となって、農地を引き受ける担い手の経営改善に必要な農業用機械の導入を支援するもので、いずれの補助金も、国の補正予算に関わる事業のため、今回の補正予算に計上したものでございます。

次に、商工費、商工業振興費、ふるさと納税推進事業費でございますが、今年度のふるさと納税額を8億1,000万円と見込み、3億9,015万1,000円減額するものでございます。

予算書の51ページを御覧ください。

次に、観光費、地域おこし協力隊委託1,046万円の減でございますが、2名分の予算を計上し、募集しておりましたが、年度内の着任に至らなかったため、減額するものでございます。

次に、土木費、土木管理費、土木総務費、国土調査費委託料562万4,000円の減でございますが、地籍調査事業について、補助金の内示率が当初見込みを下回ったため、事業内容を再精査した上、範囲を縮小し、実施したことから減額となったものでございます。

53ページを御覧ください。

次に、道路橋りょう費、道路新設改良費、工事請負費441万3,000円でございますが、補助事業であります社会資本整備総合交付金事業費の調整による増額でございます。

57ページを御覧ください。

次に、消防費、消防費、消防施設費、東児湯消防組合負担金814万2,000円でございますが、人事院勧告に基づく給与改定に伴い、組合職員の人件費が増額となったことにより、負担金額が増額となったものでございます。

次に、災害対策費、防災行政無線放送施設設置工事550万円の減でございますが、入札による執行残を減額するものでございます。

次に、避難所用備品1,337万9,000円でございますが、指定避難所における避難生活環境の改善を図るため、国の交付金を活用し、自動ラップ式の簡易トイレ30台、ポータブル蓄電池15台及びポリタンク型非常用浄水器30台を購入するもので、国の補正予算に関わる事業のため、今回の補正予算に計上したものでございます。

59ページを御覧ください。

次に、教育費、教育総務費、教育振興費、パソコン1,184万2,000円の減でございますが、児童生徒用のタブレットパソコンの購入について、入札による執行残を減額するものでございます。

63ページを御覧ください。

次に、社会教育費、図書館費、消耗品費20万円でございますが、正幸会様からの御寄附により、古文書修復に要する消耗品を購入するものでございます。

次に、美術館費、LED照明工事609万6,000円の減でございますが、入札による執行残を減額するものでございます。

次に、文化振興費、シンポジウム開催支援業務手数料205万5,000円の減でございますが、当初、講師の選定、依頼等の業務を外部へ委託する予定でございましたが、これらの業務を職員で実施したことによる不用額を減額するものでございます。

予算書65ページを御覧ください。

次に、保健体育費、体育施設費、工事請負費1,276万2,000円の減でございますが、高鍋総合運動公園野球場改修工事費について、入札による執行残を減額するものでございます。

次に、主な歳入補正予算について御説明をいたします。

予算書の17ページを御覧ください。

地方消費税交付金5,514万3,000円でございますが、2月12日付で、第4期分の交付金額が通知をされ、7年度の交付金額が確定しましたことから増額するものでございます。普通交付税2億4,921万9,000円でございますが、国の補正予算に関わる財政措置等を含む交付額が決定したことから増額をするもの、特別交付税2,891万4,000円の減につきましては、地域おこし協力隊や地域活性化起業人制度に要する費用が減額となりましたので、当該制度に応じた措置額を減額するものでございます。

19ページを御覧ください。

次に、国庫支出金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,130万円の減でございますが、定額減税補足給付金不足額給付の確定に伴い減額するものでございます。

次に、地域未来交付金668万9,000円でございますが、交付金のメニューの一つである地域防災緊急整備型を活用し、先ほど御説明いたしました、避難所の生活環境を改善するための備品購入費の財源として計上するものでございます。

23ページを御覧ください。

次に、県支出金、民生費県補助金、第2子保育料負担軽減事業補助金400万円でございますが、県が市町村と連携をして、令和7年9月から、ゼロ歳から2歳児の第2子保育料の負担を軽減する事業が開始されましたことから、当該補助金を計上するものでございます。

次に、土木費県補助金、地籍調査事業費補助金421万8,000円の減でございますが、補助金の内示率が当初見込みを下回ったため、減額するものでございます。

25ページを御覧ください。

次に、寄附金、教育寄附金249万9,000円でございますが、正幸会様、有限会社大塚園様及び個人の方から頂いた寄附金を計上するもの、観光寄附金100万円につきましては、有限会社大塚園様から頂いた寄附金を計上するものでございます。

次に、ふるさと納税3億9,000万円の減でございますが、今年度のふるさと納税額が8億1,000万円程度となる見込みでありますことから、減額するものでございます。

予算書の27ページを御覧ください。

次に、繰入金、ふるさとづくり基金繰入金5,143万円の減でございますが、基金充当先事業の決算見込み等により減額するものでございます。

次に、子育て支援基金繰入金1,055万6,000円でございますが、子ども医療費助成の財源として繰り入れるものでございます。

次に、諸収入、圃場整備事業受託収入3,523万5,000円の減でございますが、先ほど農業費の県営事業負担金で御説明したとおり、関係団体であります木城町及び土地改良区の負担金は、県が直接請求することとなったことから減額をするものでございます。

予算書の29ページを御覧ください。

次に、雑入、公有建物災害共済金465万3,000円でございますが、令和4年度から7年度の期間において、風害、落雷等により、被害を受けた公共施設に対する共済金を受け入れるものでございます。

詳細説明は以上でございます。

○議長（古川 誠） 健康保険課長。

○健康保険課長（井戸川 隆君） 健康保険課長。健康保険課所管の特別会計補正予算について詳細説明を申し上げます。

まず、議案第5号令和7年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてでございますが、補正予算書の歳出、10ページを御覧ください。

保険給付費、療養諸費につきましては、一般被保険者療養費が不足する見込みであるため、増額するものでございます。出産育児一時金につきましては、決算見込みにより不用額を減額するものでございます。保健事業費の疾病予防費及び特定健康診査等事業費につきましては、各種健診の受診者数が目標値に満たなかったことから、減額するものでございます。

次のページ、基金積立金につきましては、前年度からの繰越金等の残額を基金へ積み立てるものでございます。

なお、令和7年度末現在の基金残高は約4億6,700万円を見込んでおります。

諸支出金、保険給付費等交付金償還金につきましては、第三者行為の求償により、保険給付費が減額となることで、県へ交付金の返還が生じるものでございます。

続きまして、歳入でございます。

6ページを御覧ください。

県支出金、保険給付費等交付金、普通交付金につきましては、歳出の療養費分を県が負担するものでございます。

特別交付金、特定健康診査等負担金につきましては、前年度分の確定精算に伴う追加交付でございます。

一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金ほか、各法定繰入金の本年度負担額確定に伴う減額でございます。

次のページ、その他繰越金につきましては、前年度からの繰越金を全額計上するものでございます。

続きまして、議案第6号令和7年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について詳細説明を申し上げます。

補正予算書の歳出、8ページを御覧ください。

後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、保険料負担金、保険基盤安定負担金、共通経費負担金及び療養給付費負担金につきましては、本年度の負担金額が確定したため、調整するものでございます。

保健事業費、健康診査費につきましては、健康診査の受診率が見込みを下回っているため、減額するものでございます。

諸支出金、一般会計繰出金につきましては、医療給付費の実績に基づく、前年度の精算金でございます。

続きまして、歳入、6ページを御覧ください。

保険料につきましては、決算見込みにより調整するものでございます。

繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金、共通経費負担繰入金、療養給付費負担繰入金及び健康診査受託事業収入繰入金、いずれも歳出額に合わせて調整するものでございます。

広域連合返還金につきましては、医療給付費の実績に基づく前年度の精算金でございます。

続きまして、議案第7号令和7年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）について詳細説明を申し上げます。

補正予算書の歳出、8ページを御覧ください。

保険給付費、居宅介護サービス給付費負担金及び介護予防サービス給付費負担金につきましては、支給実績、決算見込みに基づきまして、保険給付費間で調整するものでございます。

基金積立金は、準備基金の利子を積み立てるものでございます。

なお、令和7年度末現在の基金残高は約4億7,000万円を見込んでおります。

続きまして、歳入、6ページを御覧ください。

財産収入、介護給付費準備基金積立利子につきましては、定期預金の利子収入でございます。

以上で、健康保険課関係分の説明を終わります。

○議長（古川 誠） 上下水道課長。

○上下水道課長（松浦 郁雄君） 上下水道課長。議案第8号令和7年度高鍋町水道事業会計補正予算（第2号）について詳細説明をさせていただきます。

補正予算書の4ページを御覧ください。

今回の補正は、第4次拡張事業に伴う実施設計業務委託において、補助金交付要望額と

交付決定額に差が生じたこと、また、業務委託設計額と入札による落札額に差が生じたことから、資本的収入及び資本的支出について減額するものでございます。

その結果、収入につきましては、目、国庫補助金を360万9,000円、目、企業債を240万円、合計しまして600万9,000円減額し、支出につきましては、項、建設改良費、目、浄水場改良費を600万円減額するものでございます。このことにより、資本的収入が資本的支出に対して不足する額2億1,676万5,000円につきましては、損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（古川 誠） 以上で説明は終わりました。

日程第13. 議案第9号

日程第14. 議案第10号

日程第15. 議案第11号

日程第16. 議案第12号

日程第17. 議案第13号

日程第18. 議案第14号

日程第19. 議案第15号

日程第20. 議案第16号

日程第21. 議案第17号

日程第22. 議案第18号

日程第23. 議案第19号

日程第24. 議案第20号

日程第25. 議案第21号

日程第26. 議案第22号

○議長（古川 誠） 日程第13、議案第9号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから、日程第26、議案第22号令和8年度高鍋町下水道事業会計予算まで、以上14件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第9号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから、議案第22号令和8年度高鍋町下水道事業会計予算までを一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第9号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、令和7年人事院勧告に基づく、国家公務員の通勤手当の支給に関する法改正に準じて、本町職員に対して支給する通勤手当の支給範囲に、駐車場の使用に伴い、職員自らが支払った料金を含めるために、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第10号高鍋町特別職の職員の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条

例の一部改正についてでございますが、本年4月から「お知らせたかなべ」等の広報紙のデジタル化を始めることに伴い、行政事務連絡員報酬のうち、行政区内の戸数に応じて支給している戸数割の戸数基準を見直すため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第11号高鍋町火入れに関する条例の一部改正についてでございますが、東児湯消防組合において、火災予防条例が改正され、林野火災注意報に関する規程が本年1月1日から施行されたことに伴い、高鍋町火入れに関する条例における火入れの中止に関する規程につきまして、林野火災の注意報の発令を加えるものでございます。

次に、議案第12号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、高鍋町スクールサポートスタッフの報酬額について、県が定めるスクールサポートスタッフの報酬単価と同様とするため、条例の一部を改正するものでございます。

なお、本改正は、宮崎県最低賃金の改正に合わせて、令和7年11月16日に遡って適用するものでございます。

次に、議案第13号高鍋町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてでございますが、乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度が、子ども・子育て支援法において、乳児等のための支援給付として規定され、令和8年度より、全国の自治体で実施することが必須となったことから、本事業の運営に関する基準を定めるものでございます。

次に、議案第14号令和8年度高鍋町一般会計予算についてでございますが、予算編成方針に基づき、国の地方財政計画等を踏まえ、先ほど施政方針で申し述べた目標の達成に向けて予算を編成いたしました。令和8年度一般会計当初予算は、歳入歳出それぞれ109億9,700万円となり、骨格予算として編成した前年度当初予算と比較して1.9%の減となりました。

それでは、主な概要について、歳入予算から御説明を申し上げます。

町税につきましては、町民税は、所得の増加を見込んで増収を、固定資産税は新築家屋の増加による増収を、町たばこ税は、売上げ本数の減少を見込んで減収を計上いたしました。

地方譲与税から地方交付税につきましては、令和8年度地方財政対策及び令和7年度決算見込み等を基に計上いたしました。

寄附金につきましては、ふるさと納税による寄附額を10億円と見込み、計上いたしました。

繰入金につきましては、事務事業の内容や財源の状況等を考慮し、公共施設等整備基金、ふるさとづくり基金等の活用を図ることといたしました。

町債につきましては、後年度の元利償還金に交付税が措置される地方債を活用し、財政の健全性に留意いたしました。

続きまして、歳出予算の主な概要につきまして御説明申し上げます。

人件費、扶助費、公債費等の義務的経費につきましては、6年度までの実績及び7年度の決算見込み等を考慮して計上いたしました。

このほか、議会費では、開かれた議会の実現に向け、住民の町政に対する関心を高めるために、本議会の動画配信に要する予算を計上いたしました。

総務費では、自治体業務のDX化やSDGs未来都市の推進、町議会議員選挙執行予算のほか、運転免許証を自主返納された方を支援するための予算を計上いたしました。

民生費では、子どもの居場所づくりや障害をお持ちの方を支援するための予算のほか、新たに、こども未来戦略に基づいて創設された、こども誰でも通園制度に要する予算を計上いたしました。

衛生費では、带状疱疹等の各種予防接種事業やごみ処理に要する予算のほか、健康づくりセンターを、小学校の授業で利用することも見据えた、改修に要する設計費用を計上いたしました。

農林水産業費では、農業の次世代を担う農業経営者を育成するための補助金や国営かんがい排水事業完了後の支払いに備えるための基金積立金を計上いたしました。

商工費では、地域商社による返礼品開発と、ふるさと納税制度の推進に要する予算や、本年11月に宮崎市を中心に開催される日本遺産フェスティバルのための予算を計上いたしました。

土木費では、竹嶋橋の架け替えに向けた設計や土質調査のための予算やコンパクトなまちづくりの形成を促進し、生活サービス機能を計画的に誘導するための立地適正化計画策定に要する予算を計上いたしました。

消防費では、消防団活動に要する予算のほか、夜間におけるスムーズな避難誘導のため、蚊口浜周辺に、蓄光式の看板を設置するための予算や、津波ハザードマップ及び洪水土砂ハザードマップの更新に要する予算を計上いたしました。

教育費、学校教育関係につきましては、不登校児童・生徒への早期支援を強化することを目的に、スクールソーシャルワーカーを1名増員するための予算のほか、学校空調更新事業や小中学校の給食費無償化に要する予算を、社会教育関係につきましては、「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」開催を推進するための予算を計上いたしました。

併せまして、農業振興地域整備計画基礎調査業務委託の債務負担行為の計上及び庁舎・議場改修事業ほか、9件の地方債の計上を行うものでございます。

次に、議案第15号令和8年度高鍋町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ21億5,249万1,000円となり、前年度当初予算と比較すると8.9%の減でございます。予算の主なものといたしましては、歳入では、国民健康保険税県支出金及び繰入金でございます。歳出では、保険給付費、国民健康保険事業費、納付金及び保健事業費でございます。

次に、議案第16号令和8年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ6億6,347万9,000円となり、前年度当初予算

と比較すると3.1%の増でございます。

予算の主なものといたしましては、歳入では、保険料繰入金及び諸収入でございます。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金及び保健事業費でございます。

次に、議案第17号令和8年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算についてでございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ1,031万3,000円となり、前年度当初予算と比較すると4.5%の増でございます。

予算の内容は、高鍋町、新富町、木城町の介護認定審査に要する経費で、予算の主なものといたしましては、歳入では、新富町、木城町の負担金及び介護保険特別会計繰入金でございます。歳出では、委員報酬等の事務的経費でございます。

次に、議案第18号令和8年度高鍋町介護保険特別会計予算についてでございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ19億1,848万4,000円となり、前年度当初予算と比較すると2.7%の減でございます。

予算の主なものといたしましては、歳入では、保険料、国県支出金、支払基金交付金及び繰入金でございます。歳出では、保険給付費及び地域支援事業費でございます。

次に、議案第19号令和8年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算についてでございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ2,093万3,000円となり、前年度当初予算と比較すると2.9%の増となっております。

予算の主なものといたしましては、歳入では、使用料、一般会計繰入金及び基金繰入金、歳出では、検針等を行う会計年度任用職員報酬、職員手当、国営施設使用料、一ツ瀬川土地改良区が行う施設維持管理に対する負担金等でございます。

次に、議案第20号令和8年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算についてでございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ18万6,000円となり、前年度当初予算と比較すると2.8%の増でございます。

予算の内容は、同委員会の審査をはじめとした委員会の運営に要する経費であり、予算の主なものといたしましては、歳入では、構成市町村からの負担金、一般会計繰入金及び繰越金でございます。歳出では、委員報酬等の事務的経費でございます。

次に、議案第21号令和8年度高鍋町水道事業会計予算についてでございますが、給水戸数9,367戸、年間総配水量217万6,000立方メートルを予定しての予算編成でございます。

その結果、収益的収支は、収入総額5億4,624万1,000円、支出総額5億1,888万5,000円で、収入の主なものは給水収益、支出の主なものは修繕費、動力費、企業債利息及び減価償却費でございます。

また、資本的収支は、収入総額12億4,334万3,000円、支出総額14億1,135万8,000円で、収入の主なものは、国庫補助金及び企業債、支出の主なものは、第4次拡張事業に伴う工事請負費及び企業債償還金でございます。

資本的収入が、支出に対して、不足する額につきましては、損益勘定留保資金等で補填

するものでございます。

また、第4次拡張事業を行うに当たり、令和8年度から令和12年度にかけて、5か年間の継続費を設定するものでございます。

次に、議案第22号令和8年度高鍋町下水道事業会計予算についてでございますが、業務の予定量といたしましては、下水道接続戸数3,640戸、年間総処理水量75万9,200立方メートルを予定しての予算編成でございます。

その結果、収益的収支は、収入総額3億4,559万7,000円、支出総額3億4,024万3,000円でございます。

収入の主なものは、下水道使用料、他会計補助金及び長期前受金戻入で、支出の主なものは、減価償却費委託料及び企業債利息でございます。

また、資本的収支は、収入総額6,745万1,000円、支出総額1億5,721万6,000円でございます。

収入の主なものは、他会計負担金及び企業債で、支出の主なものは、企業債償還金及び処理場建設改良費でございます。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額につきましては、損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

以上、14件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川 誠） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後0時02分散会
